

参議院大蔵委員会會議録第十四号

昭和三十三年三月七日(木曜日)

午前十三時三十分開会

出席者は左の通り。

委員長 佐野 廣君
理事 柴田 榮君
西川 甚五郎君
柴谷 要君
淡谷 邦彦君
永末 英一君

委員

太田 正孝君
田中 茂雄君
高橋 衛君
津島 壽一君
林屋 亀次郎君
堀 末治君
佐野 芳雄君
野澤 勝君
原島 宏治君
大竹 平八郎君
鈴木 市蔵君

政府委員

大蔵政務次官 池田 清志君
大蔵省主税局長 村山 達雄君
大蔵省主計 上林 英男君
局法規課長

事務局側

常任委員 坂入 長太郎君
会専門員

説明員

大蔵省主税 吉国 二郎君
局総務課長
国税庁次長 泉 美之松君
国税庁間税部長 谷川 宏君
通商産業省 宮本 惇君
通商局次長

本日の會議に付した案件

○酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○特定物資納付金処理特別会計法を廃止する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオーストラリア共和国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○委員長(佐野廣君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。
酒税法の一部を改正する法律案を議題といたします。
前回に続き、本案に対する質疑を行います。御質疑のある方は順次御発言願います。

○柴谷要君 大蔵省にお尋ねをいたします。酒税法の審議の過程、あるいは今日まで参議院の審議の過程で、私の認識が誤ってあれば訂正をいたしますが、私の得て参りました

感情から申し上げますと、酒造業者に對して何か片手落ちのような政府の方針である、もともとと業界に對して救済の手を差し延べなければならぬ、と言わなければならぬ。今日私に見えておるのであります。今日の情勢の中でこれらの状態を検討してみますと、他産業と比較して何ら手落ちがない、かように見るわけです。その観点から、二、三の質問をいたしたいと思つてあります。

清酒業者に對して政府が統合なりあるいは合理化を進めるために統合施策といふものが行なわれていると思つて、酒造業者として君臨をしてきておるために、なかなか統合などというところは簡単にはできない。そのような情勢の中で、政府が一体これを強行してやらせようとするのか、それには一体何石造りぐらゐの酒造業者を対象と考へておられるのか、こゝろが明白になつておられますならばお聞かせを願ひたいと思つてあります。私も親戚に大きな酒屋を持つておりますので、多少の事情についてには知つておりますけれども、他の産業と比較をして、決して悪い状態にないといふことは私はこの経験の中からは申し上げられぬと思つて、さういふ意味から、ことに自由化といふことになりまふと、洋酒の国内に入つてくる量もふえて参りますから、当然これに對する処置を考へなければならぬと思ひますけれども、政府が弱小酒造業者、特に清酒の酒造業者に對して、何石

以下の業者を対象に統合させるような方針をお持ちになつておられるか、その点からお尋ねをいたしたいのであります。

○説明員(谷川宏君) お答え申し上げます。酒類産業、特に清酒の製造業につきましては、企業の方々が現状のとおりでいいのか、あるいはこれを合理化いたしたとしてもと經營の基礎を強化するためにどう考へておられるかという御質問でございますが、その前に現状を御説明申し上げますと、清酒の製造業の中で五十キロ未満のものが約七割、それから五十キロから百キロのものが四八%、まあ五十キロとか百キロと申しましたが、年間の生産量でございます。それから、百キロから百五十キロまでのものが約二〇%、で、百五十キロ未満のものが七五%程度になるわけでございます。大きいところを申しますと、千キロリッター以上のものが全体の一二%でございます。業数といたしましては、四十四業者といふことに相なつております。かようにいたしました、清酒の製造業といたしましては、非常に年間の生産量の少ない業者が圧倒的に多いわけでございます。

これでいいかどうかという問題でございますが、御承知のとおり、清酒の販売の方法といたしましては、普通の形態は、生産者が卸業者を通じて小売業者に販売するというのが普通でございますが、清酒につきましては、それと同時に、地方の小さい清酒の生産者が、限られたその地方の小売業者に直接販売をする、あるいはまた直接大口消費者に販売をするというような売り方があるわけでございます。生産規模の小さい清酒製造業者は、多くはその地域において直接小売業者に販売をするといふことによりまして、清酒生産者が卸業者が取るべき利益の一部を手に入れておる、それによつて収入の増大をはかつておるといふことが現状でございます。

そこで、將來の問題といたしまして、企業を合同する場合に、どういふ規模で計画を立てていくかといふことになるわけでございますが、生産規模の小さい業者、必ずしも合同合併といふ必要があるかどうか、この点については現在の販売の仕方が將來も継続したいと思ふならば、それによつて經營の基礎が確立されるならば、そのままの形でもよろしいのではないかと申す見方もございます。それから、今お話し申しましたように、七五%が百五十キロリッター未満でございますので、それ以上のところにおいて、販売の方法等において問題が起つておる業者もあるわけでございますが、どの程度の生産規模が清酒の製造業として適正な規模であるかにつきましては、業界の内部におきましてもいろいろ検討を加えておるわけでございます。常識的に申しますと、七五%が百五十キロリッター未満でございますので、それよりも相当多いところといふことになりまふと、二百キロないし

三百キロというところであれば、大体うまくやっていると見られるんじゃないかという見方もございますが、さらに千キロリッター以上のものが全体の二・二％、四十四業者しかないわけでございますが、まあそういうようなところをめぐって考えたらいけないかという意見も業界の一部にございますので、いづれにいたしましても、清酒の製造業者の適正規模につきましては、業界の内部においてもいろいろ検討を加えておりますし、私どもも今後全体の生産販売の動向を見ながら、清酒業全体がどういう姿でいけば、生産販売を通じて合理的な経営がなされ、ひいては消費者にも満足を与えるような業態が作られるかという点について、さらに慎重に検討を加えて参りたいと考えております。

○柴谷要君 私の質問に対しては、いろいろお答えはないようでありまして、これといたしましては、谷川さんの御説明のとおりではなからうかと私も思っておったのであります。そこで、今日の日本の国内におきまする酒造業者というのは、大体三千八百八十軒と聞いております。これに対していろいろの、一軒々々実情が違ふと思うのであります。この実情調査を国税庁が最近おやりになっておられるということをお聞きしましたが、その調査状況というのがもうすでにまとまったのでございませうか、それともまだまとまる段階に至っておられないものでしょうか、これをひとつお聞かせを願いたいと思っております。

○説明員(谷川宏君) 清酒酒造業者の実態調査につきましては、いろいろな角度からの調査が必要でございます。

第一に、経営の内容の実態調査、これは毎年、企業者についてではございせんが、業者の格づけをいたしまして、それぞれ適当な数を選びまして、経営の実態が企業の格差ごとに判明するよう調査をやっております。それから、最近やっておりますのは、基準価格の問題を取り上げる場合におきまして、御案内のとおり、基準価格は標準の原価と適正利潤が主要な要素でございます。清酒製造業者の個々の企業の標準の原価を調査いたしまして、それをもとにして標準の原価を算定することが適当でございますので、清酒製造業者の製造原価を最近の数字によって調査をしていくわけでございます。それは私どももいたしましては、全部の業者につきまして調査をいたしまして、その間、時間の関係もございまして、なかなか全部がそろいには相当時間がかかるとしております。現在半數程度は集まっておりますので、それを適正に補正を加えながら、清酒業界の格差によって全貌がわかるような形で今取りまとめ中でございます。

○柴谷要君 その調査はほんとうに信用のできる調査になっているのであります。率直に申し上げまして、自分の商売の実態というものを人に知られるというところは、非常にきらいなわけでございます。そこで、これこれの状況について報告しろという、一体正直に全部書くものであるかどうか、それは長い経験から多少予定よりも少なう報告されている、あるいはいろいろうそがあると思うのですが、そういうものは国税庁のほうで修正をされて確定するものにする、こういうような扱いをされているのか、それとも、なまの報告をそのまま信じて受けて、その上立つて行政をとられようとするのか、この点をお聞かせ願いたい。

○説明員(谷川宏君) 清酒製造業者から出された調査資料の中には、業者の思い違いであるとかあるいは記入の仕方がわからないというふうな関係で、私どもの目から見ますと、おかしなものも若干ございます。こういうものにつきましては、さらにその業者につきまして再調査をいたす必要もあろうかと思っております。今回の場合におきましては、時間の関係もございまして、そういうものは一応たの目で見ても、それ以外の、私どもに入されているであろうと見られるものについて、これを総合勘案して集計するということ考えてございます。

○柴谷要君 今伺いますと、実態調査はまだ半數しか出ておられない。これは全体を対象に調査を続けておられると思いますが、全体の調査が完了して、そうして国税庁の方針が打ち出されるのは、大体いつごろになる見当でございますか。

○説明員(谷川宏君) 私ども当初は全体の数字をつかみたかったわけでございますが、先ほど申し上げましたのが、経営規模別の原価、グループ別の原価が把握されるならば、それをもとにいたしまして、標準的な原価を算定する方法もあるわけでございます。現在集まっております資料を中心として、作業をすでに始めています。いろいろな角度から原価項目も非常に数多いわけでございますし、また標準の原価を算

定するにあたりましていろいろ問題になる点もございまして、いろいろな角度からこれを分析しておりますので、三月の末までに一応のめどをつけたいという目途で、現に努力しております。最中でございます。

○柴谷要君 その調査がまとまった結論は、大体考えておられるのは、かつて酒類行政懇談会でございまして、この結論によりまして、自由化をせよと、自由化に備えるために、つまり国税庁としては実態というものを早く把握しておいて、適切な手を打とうという資料のために、お集めいただいております。そのために、お集めいただいておりますが、それに間違いございませんか。

え方でございます。○柴谷要君 あまり時間をとりますと数が減って参りますから、急いでやりたいと思つて、中を抜いて結論に行きます。

谷川さんにお尋ねするんですが、ビールは今百十五円で売って、税金は六十円。たいへん税金が高いんですけれども、ビールはだいたい売れる。これに並行して、ウイスキーというものが最近だいたい売れ出してきた。この影響が清酒並に二級酒、合威酒のほうにどのよう影響が進んでいくものでありましようか、これからの見通しについて少しお尋ねをしたいと思います。

○説明員(谷川宏君) 仰せのとおり、ビールが相当の売れ行きを示しております。昨年の消費は一昨年比べて約二割伸びております。ウイスキーを中心とする洋酒につきましても、一割程度伸びております。お尋ねの問題は、これが清酒二級あるいは合威、しょうちゅうに対してどのよう影響するかという点でございますが、御案内のとおり、酒類の消費は個人々々の好みによって、多くもなり少くもなるものであらうと思つて、国民の生活の様式がいろいろ変わつて参りました。それから、国民の所得の分布状態もだんだん変わつて参ります。で、各人の嗜好もそれにつれていろいろ変わつて参つております。ビールがふえたから、しょうちゅうが減るといふ場合もございませう。しかし、しょうちゅう、合威酒、あるいは清酒につきましては、それぞれ独自の味を持つておりますし、また固有の消費層もあるわけでございます。ビール、ウ

しても、合成酒製造業者にいたしましても、真剣にその問題については取組んでいらつしやると思ひますけれども、何といつても政府自身があたたかい手を差し延べる対策を樹立してあげませんことには、安い洋酒がはらんをしてくると、どうしても日本人のくせで、洋酒でも飲まないとかどの酒飲みでないような顔をしている。私は大きらいですから、ああいうものは一滴も国内に入れないかもないと思う。ところが、そうはいかないらしい。ここにおいでの方はだいたい洋酒党がおられるようですけれども、私は入れなくてもいいと思う。でき得るならば、同胞の仕事が安心してできるような体制を樹立してもらうために、政府はとて、この問題に取つて

もらいたい。合成酒の問題等についてもいろいろありますけれども、まあ先輩の野溝先生からお話がございましたので、強い要望はいたしません、とにかくこの法律案を通すにあたって、討論をいたしません、省略しますために、この要望だけひとつお願いをいたしておきたいと思っています。

私の質問を終らしていただきます。

○堀末治君 この間もちよつと私質問したのですが、この前中し上げたところ、今になると合成酒と清酒との間に、いわゆる本質的に事実区別はないと思えます。この間申し上げたとおりのことです。そこで、私申し上げたいのは、せっかく合成酒業者はしきりと、品質を向上させるために五％の米を一〇％にしてほしいということをお願いしている。また、そんなわけで、どうし

てもこれを五％で押さなければならぬといっている根拠はどこにあるのですか。

○説明員(泉美之松君) 合成酒業界が、お話のように、現在使用しております五％の米を一〇％にしてくれという要望があることは、よく承知いたしておるのでございます。ただ、私も現在、この酒税の脱税取り締まり等をやっております際に、純粋の清酒と、清酒に合成酒を加えた場合を見分ける方法としまして、ある器械を、混合判定器というものを使得、その器械に出る色の工合によりまして、これは清酒である、これは清酒に合成酒を加えたものを清酒と偽って販売しているというこの判定をいたしておるわけでございます。そこで、私もいろいろ実験いたしたのでございまして、合成酒に米を一〇％加えてもこの判定器にかかると、実は清酒と合成酒の区別がつかなくなってしまうのであります。混合判定器が、現在の器械では役に立ちません。そこで、やむを得ず現在の段階では五％を一〇％にすることにしましてはむずかしい。それならば、何％くらいまでにしたら現在の混合判定器で判別できるか、あるいはこの混合判定器をもっと改良することによってその辺の区別をつけやすくすることができないか、こういう点を現在検討中なのでございます。そういう理由で現在のところ、五％を一〇％にすることにしておる問題があるということでございます。

○堀末治君 そりしますと、混合判定器の、要するに器械が成功すれば、一〇％入れてもいい、こういうわけですか。

○説明員(泉美之松君) 脱税の取り締まりという面から見ますれば、技術的にその判定はできるといふことは言えるということでございます。だから、すぐそれでは一〇％にするのがいいかどうかという問題につきましては、そのほかの面等、事情も考えなければならぬと思ひます。

○堀末治君 とにかく、私もあんなたのほろがよくおわかりのとおり、米を何％か入れることを許したのは、たしか二十六年の年からだと思ふのでした。そのときは非常に米の少ないときで、それから、清酒業者も十分設備を持ちながら造れないで困っていたことを私はよくわかつて、今になると米は十分になって、主として去年あたりだといふと、清酒業者のほうではそれだけの米をやるからといって、向こうのほうでは全部引き受けられないというのが今の清酒の状況になっていふ。そこにもつていって、合成酒のほうにもやるということをお願いしたけれども、合成酒のほうも五％だけでは売れ行きが悪いから、前からの米はたくさん余っているから、そんなに引き受けられないということも事実だ。

一方、要するにこういうものは次々と進歩している。私、一昨年マドリッドに行きましたとき、国会へ行つて昼食をこちそりになったところが、そのときそこのおやじさんがいろいろなところから、私が酒屋だといふことから、いった。なぜ連れていったかといふと、そのおやじさんは全世界の酒のコレクショナルを持っている。二万数千点を地下室に置いてあるのです。実にたいしたもの置いてある。これを見

て、世界には酒類というものが多くあるけれども、その中に陳列されている日本の酒類といへば清酒だけ、菊正宗の一升びんと四合びんが陳列されている、古びたやつが。あとは全部よその酒ですね。こういうようなことで、今しきりと、貿易自由化になって、いろいろのものが貿易を盛んにするようにしなければならぬといふときにもつていって、日本の酒だけは何も輸出がきかないといふことになっていふ。これらのことについて、これは業者も真剣に考えなければならぬけれども、やはり大蔵省もこれは日本の産業のためなら真剣に考えなければならぬといふことだと思ふのですが、そういう点からいふと、日本の酒税法というのには非常に窮屈なんです。それは、国内においては、取り扱っていくという面においては、もう少し輸出のことなんかを考えた、そういう点は十分フリーにしてもいいんじゃないかといふことを私は考える。

それと、また言われたとおり、今しきりと柴谷さんからいろいろお話が聞きましたけれども、今の合同の問題なんです。今のような製造方法でいくと、清酒業者も今のままでは、これはとてもいけないと思ふ。やがては四季醸造になっていくにきまつていふ。そうすると、今のような小規模ではできない。せつかく戦時中に、あれは無理でしたけれども、合同させられたのが、その後みんなばらばらに小さくなってしまった。その小さい酒屋が実は今日無事に工合よくいっているかといふと、ことしのように清酒の売れ行きのいいとき、ようやく売れている。

しかも、自分の手で売れているかといふと、自分の手で売れていない。マークの届いた人の手を借りて、ようやく酒を売っているというのが現状です。北海道なんかは特にその弊害が多い。米の割当が、要するに古い古い基礎を基準にきめていふから、北海道のようには消費がうんと伸びているところにおいて、米の割当をどうかふやしてくれと言つても、ちつともふやさない。やむを得なくて、できた酒を買つて、高い運賃をかけて水を入れたものを運んでやっていると、それが実情でしよう。これは私よりあなたの方がよくおわかりなんです。実際さういふようにならない矛盾をはらんでいっているんですから、今のうちに、酒造行政といふものを根本的に変えなければならぬといふときじゃないかと私は思ふのです。

そこで、私申し上げたいのは、しきりとさつき野澤さんもおっしゃったけれども、今度の改正なんかしらに何かあるように思ふと野澤さんが言う。そういうふうなわけで、私は、今とありえずこの際、せつかく合成酒業者が一〇％のことを望んでいるから、一〇％許して、何かいい基準を設けて、合成酒と清酒の間の基準をきめて、大蔵省が間に入つて十一年から十一年ぐらゐに今言つたいろいろ酒造行政の行き方を両方一緒にいって真剣に考えたらどうか、こういうことを私はしきりに考へている。去年わざわざこの席へ石川さんが見えた、減税の問題で見たのが、そのとき実に乱暴なことを言つたのです。なぜそんなことを言うかとにかく合成酒は憎いといふことで、われわれのほうはアルコール添加、いろ

いろ酸を入れたのはすくことをやめてもいいといふことを、はつきり言っている。そういう乱暴なことを言うので、私、実際驚いたけれども、清酒業者の組合長として妙なことを、しかも自分の単なる意見として言うことならともかくだけれども、こういう公式の席上で陳情に来てさういふことを言うから、何たることかと思つたのですが、さういふことを考へているより、現状のままでも権利を擁護するよりも、国家の収入に伴つて、この技術の進歩したときだから、それに伴つて自分らの権利を守るとともに、権利を広げて、それが国家の興隆のためになり、また自分らの商売の繁盛になると思ふ。あなたの方の頭ではさういふことを考へになるかどうかわからないけれども、私はさういふことを考へている。

せつかく去年は米を何ぼやるといふても、合成酒のほうでは五％より使えないから、それをよけいもらつても仕方がない。こういうふうな、現にことはたくさん米が余っているから、さういふような実情ですから、それでも清酒が間に合はばけつこうですけれども、今の実情だと、現に去年大蔵省が米をやると言つても、取れないほど手一ぱいになっているのが清酒です。それを今のままふやそうとしても、これはなかなか資金的に容易ではない。そういう実情ですから、何か今ここで、要するに清酒といふものをしきりに発達させることのために、大蔵省自体もその取り締まり行政の上から考へるべきではないかといふことを私はしきりと思ふのです。どうかさういふわけですから、なるべくなら一〇％なら一〇％のものを許す。技術の問題は、先礼

ば利子所得にきつまして、非居住者の取得いたします利子所得については一〇%をこえて課税してはならないといふことが規定してございますのに対して、わが国の国内法は原則として二〇%ということになっておりますと、このわが国においては二〇%の国内法の適用はない。しかし、一〇%をこえて課税してはならないとなっておりますので、何%課税するか、ここに法律関係として穴があくわけでございます。

す。それらの關係を補てんする意味で、この実施法が出てゐるわけでございます。

で、簡単にグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との条約で申し上げますと、第二条に、配当に対する源泉徴収にかかる所得税の税率の特例がございまして、一般に非居住者に對してはわが国の所得税で配当に對して源泉徴収いたします場合には、二〇%の税率ということになっておりますが、イギリスとの条約におきましては、これを配当については一五%をこえて課税してはならない。さらに、五〇%をこえて株式を保有している子会社から配当を受け取る場合には、さらにその一五%という率を一〇%に制限いたしております。その關係で、第二条におきまして、これらの關係においてわが国の国内法を適用する場合に、は、「百分の二十」とあるのをそれぞれ「百分の十五」あるいは「百分の十」と、それぞれ場合に應じて適用するということをや明かにしたのが第二条でございます。

同じような意味で、第三条には、利子及び技術使用料等に対する税率の軽減の特例を定めております。利子及び使用料につきましては、これも国内法におきましては、原則として二〇%の税率を適用することになっておりますが、この条約におきましては、いずれもそれらを一〇%をこえてはならないという規定になっておりますので、これを「百分の十」として適用する旨を明かにいたしております。

さらに、第四条におきましては、この辺が若干むずかしくなっておりますが、第四条は、配当、利子、使用料等

に対する申告納税の際の所得税の軽減でございます。従来の条約におきましては、たとえばイギリスの国内法人がわが国に恒久的施設を持っておりまして、わが国の国内法の原則におきましては、わが国に源泉のある所得はいずれも総合して課税をする、恒久的施設に総合して課税をするという建前をとっております。ですから、たとえばアメリカとの条約で申し上げますと、わが国に事業を持つてゐるアメリカ法人がわが国の利子、配当、使用料の所得を取得いたしますと、この場合には、これらのすべてこの事業に合算されまして、事業の所得に合算されまして、普通の法人税三八%の法人税を課されるという建前になっておりますが、このイギリス、それからニュー・ジブラルダ、オーストリアの条約からは、最近の新しいタイプによりまして、恒久的施設に帰属する——恒久的施設がたとえは利子、配当についての、何と申しますか、取得権を持つておるという場合には、合算をいたしませんけれども、本国の本店が直接貸付をしたり、あるいは株式を保有してある、そのために利子、配当を取得する場合に、いわゆる恒久的施設とは全然關係がございせんので、一般非居住者が直接本国から取得をする場合と全く同じに考えようということ、恒久的施設に歸属しない利子、配当等につきましては、ただいま御説明申し上げましたような軽減税率で課税をするという建前にしたわけでありまして、そういったこと、わが国の国内法ではその帰属主義をとっておりませんので、包括主義になつておりますから、国内法の建前で

は、恒久的施設を有する法人の場合には、わが国の国内で所得する一切の所得を合算して申告しなければならぬというところになるわけですね。ところが、その場合、三八%の税率を利子、配当に適用すれば、条約の規定を越えることとなりますので、その場合に申告納税をしたその中から一〇%を、配当、利子、使用料にかかる部分の税額がかりに今申し上げたように三八%であれば、二八%だけ軽減してやらないと、条約の実施にならない。その關係を規定したのが第四条であります。

あとこまかい規定がございまして、おまな点はそのようになっております。次に、オーストリアとの關係でございまして、これはグレート・ブリテンの場合よりも若干簡単になつて、第一条は、第二条の配当に対する源泉徴収でございまして、これにつきましては、オーストリアとの間には、一般の場合の配当は非居住者の取得が一般の場合の配当の二〇%をこえて課税してはならない、それから五〇%をこえて株式を保有する小会社から配当を受領する場合に限つて一〇%という軽減税率となつております。イギリスの場合にはこれに一五と一〇。したがいまして、この第二条に規定してございまして、一般の法人の場合には、わが国内法の二〇%と同じでございまして、特に規定を要しない。小会社の場合の一〇%だけの読みかえをすればよいということになつて、この点がグレート・ブリテンよりも若干簡単になつております。それから利子、使用料に對しましては、グレート・ブリテンの場合と全く同じでございまして、百分の十にする

ということになります。第四条も、ただいま申し上げましたのと同じような理由で、申告納税をいたしました場合、これからこの利子、配当、使用料に對する部分についての超過税額を控除する規定となっております。

さらに、ニュー・ジブラルダの場合には簡単になつておりまして、配当に對しては、一般にこれを一五%に軽減をする。小会社の場合をも差別しないで、一五%にいたしております。したがいまして、配当に關する軽減規定が第二条に規定してございまして、その使用料、利子につきましては特別の軽減税率を条約で規定しておりませんので、これだけがこの実施法の内容をなすわけでございます。

以上、簡単にございまして、補足して説明を申し上げます。

○委員長(佐野廣君) 以上で四案の補足説明は終わりました。

○委員長(佐野廣君) それでは、特定物資輸入金処理特別会計法を廃止する法律案の質疑に入ります。御質疑のある方は順次御発言を願います。

○柴谷要君 通産省がいけないと質問にならぬのですが、まああなたがいらつしやるから、一、二週間聞いて、きよりは終わりたいと思ひます。

特定物資輸入臨時措置法施行以前の特別の輸入差益はどういうふうな処置をされておりましたか、その点をひとつ伺ひたいと思ひます。

○政府委員(上林英男君) 特定物資輸入臨時措置法の制定されました前におきましては、やはりこの法律が制定されました趣旨と申しますか、輸入制限を行ないますことによりまして、反

射的に輸入差益が出ておつたわけでございます。そのうち、いろいろものにつきます。これは、いろいろ議論もございまして、この法律が通ります前に、暫定的に国庫に寄付を受け入れるというようなことをいたしましたことがございまして、それにつきましては、この輸入臨時措置法のため附則によりまして、この特別会計へ入れた例があるように記憶いたしております。その金額につきましては、寄付金としてこの特別会計に十二億三千四百万円ほど受け入れております。

○柴谷要君 一体その寄付金というのは、法的にどういう根拠をもつてやられたのでしようか。おかしいじゃないですか、それは法律ができる前のことですからね。法律ができるから法律によつて処置されるというのなら、わかるのです。その前の寄付というのは何ですか、法的に何かあるんですか。

○政府委員(上林英男君) 寄付金は別に法律的根拠に基づきまして徴収するといふものではないわけでございます。民間の自発的な意思によりまして、国庫に寄付をするという行為に基づきまして、国庫が寄付を受けたわけでございます。それを行ないました当時の思想をいたしましては、やはり輸入制限を行なつておりましたために、反射的に非常な輸入差益が出る。これを特定の人にもうけさせるということとは必ずしも適當でない、というふうな御議論もございまして、そういうふうな思想に基づきまして、特定物資輸入臨時措置法が制定されたわけでございますが、それが制定された前におきまして、それができるだけそういうふうなことが行なわれないように、といつて、輸入

しなければそういう特別の利益も出ないわけでございますけれども、輸入もやっていますけれども、あまりにその多額の利益を特定の人に得せしめることも適当でなからうというよりなこと、経過的には輸入業者等の自発的な御協力によりまして国庫に納付金として納めていただくという経緯があったわけでございます。

○柴谷要君 寄付金だから、政府の方針と違っても、出さなければならぬわけでもない、十二億三千四百万で打ち切っておこうという点で、思ったより少ない寄付が行なわれた、こういう結果ではないのですか。当時この法律ができる前は、非常に輸入品等をめぐってほろいもうけをしたという事例を聞いておるのですが、そのためにこの臨時措置法が生まれた、こういうふうに考えていいのですか。

○政府委員(上林英男君) 大体仰せのとおりでございます。そういうよりなものも契機といたしましてこの輸入臨時措置法が作られたわけでございますが、それが制定されるまでの間の過渡的な措置といたしまして、民間の自発的な御協力による寄付金を受け入れたというふうに記憶いたしております。

○柴谷要君 それならば、輸入臨時措置法廃止後は一体どうなるのでありますか、これについて。

○政府委員(上林英男君) 特定物資輸入臨時措置法自体は、先ほど申し上げましたように、昨年の六月四日で失効いたしましたわけでございます。これを延長いたしませんかった理由は、御存じのように、世界の大勢といたしまして、輸入貿易自由化という大方針がある

わけでございます。したがって、またわが国もこの線に沿って進んでいかなければならない。と申します。輸入制限を前提といたします輸入差益の徴収ということ、これを行ないたいというところになるわけでございます。したがって、あえてこの輸入臨時措置法を延長しなかつたわけでございます。

今後の方針といたしましては、御存じのように、バナナにつきましては、今国会に七〇%の暫定関税率を、今後バナナにつきましては七〇%の関税率を定めていただくように審議をお願いいたしております。またパイカンにつきましては、従来ガット税率によりまして二五%の譲許をいたしておりましたが、これもこの譲許を撤回いたしまして、キログラム七十二円、実質で、これはパイカンの値段によりまして率が変わりますが、おおむね五五%という線に上げることになり、アメリカとの話し合いがつかまして、譲許を撤回することを今国会に御審議をお願いすることになっております。したがって、関税率を引き上げることによりまして、実質的に差益が出ないようには措置をする。これによりまして、このバナナ、パイカンにつきましては、輸入臨時措置法が廃止をされても支障がないように措置をして参つていくつもりでございます。

○柴谷要君 関税の引き上げに伴って措置法が要らなくなるということでございますが、こういうことはわかりました。じゃ、次の問題ですが、バナナの外割についてはいろいろ問題があったように聞いております。どんな基準でその外割をなしておったか、それから現在の割当方法は一体どうなっておるか、これを関係者のほうからひとつお聞きしたい。

○説明員(宮本博君) 御指摘のよう、バナナの外割につきましては、いろいろ過去におきまして問題があり、したがって、差益の徴収という事態も起こつたのでございますが、外割の方法は、御承知のように、大体過去の実績割当でやっておるわけでございます。ただ、問題は、御承知のようにバナナというものが戦前に比べまして戦後は非常に数が少ないために、何と申しますか、非常に需要が出たということ、非常にそこに高値を呼ぶということ、差益金を取つたわけでございますが、昨年の十月一日をもって自由化をするという予定のもとに、バナナの臨時特定物資措置法が廃止になったわけでございますが、御承知のような情勢で、国産のくだものその他の競合問題からも半年延ばすということになりまして、結局この四月一日から実施するわけでございます。そうしますと、法律が六月でなくなつて、しかも四月という期間、ブランクがございまして、したがって、御承知のように、六月までは関税率が二〇%でございまして、したがって、差益金を八〇%取つておつたわけでございますが、この四月からは七〇%の関税だけが残り、ということになりますと、その間に急に値段が下がるという事態があり、またそこに急に国内のくだもの相場に變動を与えるというよりなこと、その間に業界の御協力によりまして三〇%という差益を取るわけでございます。

ちよつと申し落としましたが、実は十月一日からはバナナの関税は五〇%になっております。したがって、われわれといたしましては、輸入量を、ちよつと今手元に、あとで資料が参ります、相当ふやまして、自由化への推移をなだらかにしようという見地から、今回に限り差益金の三〇%を業界からの御協力によりましていただくという形をとつた次第でございます。

○柴谷要君 大体四月からバナナの自由化を控えて、台湾バナナの輸入をねらつて輸入業者間で大混乱を来たして、おると、こういう新聞報道があるんですが、現状は一体どうなつておるか、これをひとつお聞かせ願いたいと思います。

○説明員(宮本博君) 私も詳細のことでは承知いたしていませんが、御承知のように、今後自由化になりますと、台湾あたりに、特に台湾のバナナというものが日本に対して非常に昔からなまじまされておるというよりなこと、台湾のバナナに關し一手販売と申しますか、一手に輸入権を獲得しようというよう動きがあったようでございますが、現在は台湾政府のほうでそれは受け付けないということで、今までもどおりにいけるというよりなふりになっております。

○柴谷要君 ただ、うわさ話だけであつて、通産省としては何らこれに対して関与していないのか、指導しておらないのか、こういう点です。

○説明員(宮本博君) 現在通産省としては、別に指導と申しますか、そういうことは何もいたしておりません。

○柴谷要君 パイカンは、琉球の生産

の關係で自由化が検討されていると思うのでありますが、琉球の生産の伸び方と、将来の需給確保は琉球産だけでいいと考えておるか、これらの点について。

○説明員(宮本博君) 急に参りましたので、ちよつと手元に資料がございせんが、おそらく琉球産のパイカンの育成というよりなこと、自由化ということは今四月一日というよりなわけに参りませんので、先ほど上林課長が言われたように、五五%の税率に上げまして、そして当分割当を続けていく。ただし、差益はもう取らないということでございますが、琉球産だけで日本のパイカンの需要をまかなえるとはちよつと思われなわけでございます。しかし、同時に、いずれの日か自由化をしなければならぬ、ということ、現在は、むしろこれは農林省の御關係になると思ひますが、琉球産のパイナップル産業というものを力をつけていって、将来は割当をしなくても自由になれるという方向で農林省のほうで御指導をなさつておると伺つております。

○柴谷要君 それならば、この問題については農林省に尋ねないとの確かなお答えがでない、こういうことになりませんか。

○説明員(宮本博君) 御承知のように、バナナとかパイナップルというよりなものは、一応農林物資でございますので、われわれのほうは輸入の關係だけでございまして、その育成その他になりますと、農林省の御所管だろうと思ひます。

○柴谷要君 それならば、パイカンの自由化というものは四月でないと考え

ているようですが、大体めどはいつごろになりますか。

○説明員(宮本博君) この四月でないわけですが、めどはいつかというところになりますと、これまで農林省のお考えによることになると思いますが、ただ、御承知のように、すでに日本はIMFの八条移行勧告が出ま

て、ガットでは十一一条国になりました、いつまでもこれを制限するわけに参らないわけですが、ただ、現在アメリカはパイナップルの非常な産地でございますので、相当アメリカは日本に鋭く自由化を迫つてくると思

います。現在は琉球のパイナップル産業の振興という意味で、アメリカはあまりやかましくは言っておりません。しかし、いつからということになりますと、これはちよつと今申し上げかねるのでございますが、永久というわけには参らない。

日本におきますガット全体の自由化の状況というものは、もうすでに十一一条国なので、ウエーバーをとらない限り、あるいは残存輸入制限をお互いの話し合ひで残していくことについて、さらにどこまで延ばせるかという問題もござい

ますが、これは相手の国の貿易の見合ひでございます。いよいよウエーバーをとるべき物資というものは来年の十月以降には相当迫られると思

いますが、一応めどは、私、責任をもつて申し上げられない立場でございますが、来年の十月ごろあるいはそれから先、その辺じゃないか、これは私見でございます。

○柴谷要君 来年の十月ということになる、だいたい先のことになるわけでございますが、それまでに琉球で十分

生産を確保しておいて、そうして自由化をやる、こういうねらいですか。

○説明員(宮本博君) 御指摘のとおりねらいと思ひます。関税率を暫定的に五五%に引き上げておいて、その期間に競争力をつけて、だんだん自由化するというのが全体の流れでございます。

○柴谷要君 最後に、現在パイカンは市場に回つてゐる、そして他の物と比較すると非常に高値を呼んでゐる、こ

ういうふうなわけではあるわけですが、これは自由化されたら値段は安くなるのですか、それとも高くなるのですか、その点の見通しを聞きたい。

○説明員(宮本博君) 御承知のように、相当高値を呼んでゐるので、差益というものを取つておたつたわけでございますが、今後は関税一本になり、それも将来四五%に下げる。おそらく自由化になりますと、相当各国からいろいろなパイカ

ンが出てくるということになると、競争上今よりは高くなることにはないと思ひます。むしろ安くなるのではないかと考えております。

○柴谷要君 まだたくさん質問があります。きよりはこれで終わります。

○鈴木市蔵君 関連して一言聞きたい。琉球のパイカンの位置づけは、どういうふう

に考えておられますか。

○説明員(宮本博君) 私も詳しいことは存じませんが、御承知のように、琉球のパイカ

ンというものは、アメリカのたとえばハワイその他と比べますと、パイカンをとら

ない、要するに大きくない、こまかなピースになつてゐるものが多い、味その他

も質がハワイその他に落ちるというよりなことではございまして、まあこれを、新しいパイカンの種を、そういうものを持つてき

て、今はたして琉球に向かうかどうかというよりなことを検討しておられるよう

でございます。ただ、これはだいたい先のことになり

ますが、相当アメリカあたりがフィリピンその他にも大規模なパイカ

ンをやるといふ話もございまして、そのままで競争力がつかうかどうか、これは技術的によくわかりません。しかしながら、やはり琉球にとりましては一番大事

な産業でございますので、これはおそろく政府全体といたしまして、琉球のパイナップル産業を育成するとい

ふ意味で、いろいろな技術指導とか資金援助というものをやつて、何とか盛り立てよう、ある程度見通しが

つくまでは自由化はしない、琉球のものは自由に置く、ほかのほうを押えるとい

ふことですから、いつまでもそれでいけるものではないと考へてお

ります。

○委員長(佐野廣君) 本日はこれで散会いたします。

午前十一時五十二分散会

三月五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、特定物資納付金処理特別会計法を廃止する法律案(予備審査のための付託は一月三十日)

一、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオーストラリア共和国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(予備審査のための付託は一月三十一日)

一、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(予備審査のための付託は二月十四日)

一、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(予備審査のための付託は二月十四日)

一、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(予備審査のための付託は二月十四日)

一、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(予備審査のための付託は二月十四日)

一、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(予備審査のための付託は二月十四日)